

岩見沢市北地区地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 岩見沢市が開設する岩見沢市北地区地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)の(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態及び居宅要支援被保険者である高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ能率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業の指定や委託等を受けた事業者には不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 岩見沢市北地区地域包括支援センター
- ② 所在地 岩見沢市北2条西12丁目4-1 ケアハウス岩見沢内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

- ② 担当職員

保健師(看護師) 2名（常勤2名）

主任介護支援専門員 2名（常勤2名）

社会福祉士 2名（常勤2名）

介護支援専門員 2名（常勤2名）

担当職員は、指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)の提供方法及び内容は次のとおりとする。なお指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)を実施した場合の利用料の額は、市町村が定めた額とする。

- ① 提供方法
 - (1) 指定介護予防支援については、介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施
 - (2) 第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)については、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知)に従って実施
- ② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- ③ サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岩見沢市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 担当職員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員で

なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は岩見沢市及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年5月1日から施行する。

この規程は、令和1年7月16日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する

この規程は、令和5年5月1日から施行する

この規程は、令和5年6月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する